

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 4 号

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 3 1 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「修了した保育士(」の次に「法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 2 9 号)附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第 1 2 条の規定による改正前の」を加える。

第 1 8 条中「第 3 3 条第 1 項」を「第 3 3 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。